

伊佐市農業委員会第 11 回総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月30日(月) 午前9時00分から9時40分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (25人)

会 長 13 番委員

委 員

農業委員

1 番委員	7 番委員
2 番委員	8 番委員
3 番委員	9 番委員
4 番委員	10 番委員
5 番委員	11 番委員
6 番委員	

農地利用最適化推進委員

1 番推進委員	9 番推進委員
2 番推進委員	10 番推進委員
3 番推進委員	11 番推進委員
5 番推進委員	13 番推進委員
6 番推進委員	14 番推進委員
7 番推進委員	15 番推進委員
8 番推進委員	

4. 欠席委員 (3人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 9 番委員 10 番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長

農地振興係長

農地振興係書記

農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和4年度 第11回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は12名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。
12月総会で農業者年金の推進をお願いしました。この制度は非常にいい制度ですので、農業をしている方への推進をこの機会によろしく申し上げます。2月28日までの推進月間となりますのでよろしく申し上げます。また、今年もよろしく願いいたします。
本日の議事録署名委員を指名いたします。9番農業委員と10番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」について事務局の報告を求めます。

事務局 報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから9ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が38件です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定

のうち、所有権移転について説明します。資料の10ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、伊佐市大口里に居住されている KYさんで年齢は84歳です。

譲受人は、伊佐市大口白木に居住される認定農業者の TMさんで年齢は52歳です。

土地の所在地は、伊佐市大口里字中古川937番2、地目は田、地積は819㎡です。申請地は、ハローワーク大口出張所から南西へ約500mに位置する農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

番号2番の譲渡人は、伊佐市大口大田に居住されている TNさんで年齢は82歳です。

譲受人は、伊佐市大口鳥巢に居住される認定農業者の SKさんで年齢は34歳です。

土地の所在地は、伊佐市大口大田字稲荷ノ後2105番、地目は畑、地積は369㎡です。申請地は、大口高校から北へ約1.3kmに位置する農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

続きまして、貸借について説明いたします。22ページの総括表をご覧ください。期間は3年から10年で、面積は合計198,064㎡で利用権を設定する者の数は54人、設定を受ける者の数は31人です。土地の詳細については資料11ページから21ページ、番号1番から55番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

議案第2号

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から6番まで一括で報告をお願いします。ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番、2番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る1月22日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。

申請人 KMさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は88歳です。

渡し人 TKさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市大口平出水字小原野2218番6、地目は田、地積は684㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、3,303㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は申請人宅より約10kmで現況は良く管理された農地です。申請人が元々住んでいた家の隣接地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

続きまして整理番号2番につきまして、去る1月22日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。

申請人 KMさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は88歳です。

渡し人 TTさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市大口平出水字小原野2226番、地目は田、地積は963㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、3,303㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は申請人宅より約10kmで現況は良く管理された農地です。申請人が元々住んでいた家の隣接地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る1月27日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。</p> <p>申請人 YHさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は71歳です。 渡し人 MSさんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は62歳です。 申請地は、伊佐市菱刈徳辺字堂田2485番で、地目は田、地積は1,192㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は、76,506㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約150mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>整理番号4番について、3番農業委員の報告を求めまます。</p>
3 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る1月22日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。</p> <p>申請人 TMさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は59歳です。 渡し人 OEさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は87歳です。 申請地は、伊佐市大口曾木字岩本3133番で、地目は田、地積は1,546㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は、23,342㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約600mです。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>整理番号5番、6番について、10番農業委員の報告を求めまます。</p>
1 0 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番、6番につきまして、去る1月23日に現地調査を</p>

行いましたので、私10番が報告いたします。

申請人 UKさんは、熊本県球磨郡錦町大字西に居住される市外住民で年齢は81歳です。

整理番号5番の渡し人 TMさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は88歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字八久保1498番3で、地目は畑、地積は1,970㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、整理番号5番、6番、7番と合わせて5,740㎡となり取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約40km、50分ぐらいで到着するというので現況は管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。新規就農者のため営農計画書が添付してあります。

次に整理番号6番の渡し人 MSさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字八久保1497番1で、地目は畑、地積は1,237㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、5番と同じであります。現況は管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から6番については許可が決定いたしました。

議 長	<p>整理番号7番につきまして、この議案は8番推進委員が譲渡人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参加できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、8番推進委員の退席をお願いします。</p> <p>(8番推進委員退席)</p>
議 長	<p>10番農業委員の報告を求めます。</p>
10番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る1月23日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。</p> <p>申請人 UKさんは、熊本県球磨郡錦町大字西に居住される市外住民で年齢は81歳です。</p> <p>渡し人 IKさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は72歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口田代字八久保1496番2ほか1筆で、地目は全て畑、地積は2筆合計で2,533㎡の所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は、5番、6番で報告しましたように5,740㎡で取得可能面積であります。現況は管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数。よって整理番号7番については許可が決定いたしました。ここで、8番推進委員の入室をお願いします。</p>

		(8番推進委員着席)
議	長	<p>整理番号8番につきまして、この議案は8番農業委員が譲渡人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参加できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、8番農業委員の退席をお願いします。</p> <p>(8番農業委員退席)</p>
議	長	4番農業委員の報告を求めます。
4番農業委員		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち整理番号8番につきまして、去る1月16日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。</p> <p>申請人 MOさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は71歳です。 渡し人 DTさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は76歳です。 申請地は、伊佐市菱刈下手字五本松188番14で、地目は田、地積は665㎡の所有権移転贈与になります。</p> <p>受人の経営面積は、11,961㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約200mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということですので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	賛成多数。よって整理番号8番については許可が決定いたしました。こ

ここで、8番農業委員の入室をお願いします。

(8番農業委員着席)

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数8件について、8件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)・除外・編入)申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る1月23日、申請人である 有限会社A 取締役 Kさんの立会いのもと、2番農業委員、15番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私8番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈前目に所在のある 有限会社Aで農業法人です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字東水流5340番1ほか4筆で、地目は全て畑、地積は5筆合計で2,642㎡であります。

申請地は、菱刈中学校から西へ約500mに位置しており、東側は畑、北側は牛舎、西側は畑、南側も畑であります。用途区分変更後、農業用資材置場を建設する計画であります。この申請は具体的な計画があり、転用において被害防除対策が整備される予定です。また、申請地は農用地区域の周辺部であり用途区分変更により他の農地への影響はないものと思われれます。用途区分後の申請地は農用地区域内農地に該当しますが、転用目的が農業用資材置場のため転用可能かと思われれます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、配置図等が添付されております。以上のことから、この申請については3名の調査員の意見において用途区分変更はやむを得ないと判断いたしましたが、委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求

めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数1件について1件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る1月23日、申請人の代理人であるK行政書士の立会いのもと、1番推進委員、2番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私1番が報告いたします。

申請人 AHさんは、伊佐市大口青木にお住いであります。外1名は、不在者財産管理人です。

申請地は、伊佐市大口青木字竹木場3188番で、地目は田、地積は315㎡です。

農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は農業用倉庫であります。

申請地の所在地は、青木屯田池から東へ約2kmに位置しており、東側は山林、西側は宅地と山林、南側は原野、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われまます。この申請は、平成12年頃に農地法の規定を知らず、無断転用を行ってしまった旨の顛末書が添付されております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。
議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る1月23日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、13番推進委員、14番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈徳辺にお住いのYYさんで年齢は47歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺にお住いのYHさんで年齢は71歳です。

本申請は、使用貸借による地上権設定で農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は一般住宅であります。賃借期間は32年間となっております。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字堂田2424番1で、地目は畑、地積は453㎡です。

所在地は、伊佐市役所菱刈庁舎から東へ約1.4kmに位置しており、東側は道路挟んで宅地、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われまます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、土地改良区の意見書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る1月23日、申請人の代理人である〇行政書士の立会いのもと、6番推進委員、私4番農業委員の2名で共同調査をしましたので、私4番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口大田に所在する株式会社Mで一般法人です。

譲渡人は、鹿児島市吉野町にお住いのSTさんで年齢は53歳で市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は資材置場であります。

申請地は、伊佐市大口堂崎字坂ノ下562番51で、地目は畑、地積は1,800㎡であります。

所在地は、羽月保育園から北西へ約100mに位置しており、東側は宅地、西側は道路、南側は一体利用地を挟んで山林、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われまます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る1月23日、申請人の 有限会社A 取締役 Kさんの立会いのもと、8番農業委員、15番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私2番が報告いたします。

本件は、先程、議案第3号で用途区分変更の承認があった農地でございます。

譲受人は、伊佐市菱刈前目に所在のある 有限会社Aで農業法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈川北にお住いの OMさんで年齢は63歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字東水流5340番1ほか4筆で、地目は全て畑、地積は5筆合計で2,642㎡です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は農用地区域内農地ですが、農用地利用計画に指定された用途のため不許可の例外となります。転用目的は農業用資材置場です。

所在地は、菱刈中学校から西へ約500mに位置しており、東側、西側、南側は畑、北側は申請人の経営する牛舎であり、周囲に与える影響はないかと思われまます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、事前着手による始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。
議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数3件について、3件が処分決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。1月の月例報告をいたします。10日、1月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして事務局が出席しております。23日、現地調査を一斉にしております。30日、本日ですが第11回農業委員会総会です。

2月の行事予定ですが、6日に2月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。21日が現地調査です。28日が第12回農業委員会総会です。月例報告は以上です。

議長 他にございませんか。

事務局 2月定例総会終了後に、許認可権限に関する業務について研修会を行いますのでよろしくお願いします。

議長 他にございませんか。

事務局 委員の皆様へ提出をお願いしている活動記録ですが、再三のお願いになりますが実績報告作成等に必要ですので、提出方を願います。

事務局 農業者年金の加入推進が来月末までとなっておりますので、加入推進をよろしくお願いします。

議長 他にございませんか。

(「なし」という声、あり。)

事務局

以上で、令和4年度 第11回農業委員会総会を終了します。
姿勢を正してください。
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時40分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 9 番

伊佐市農業委員 10 番